

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

- 亀岡市臨時的任用職員取扱規則及び亀岡市非常勤職員取扱規則の一部改正 (人事課) 3

—— 告 示 ——

- 公示送達 (保険医療課) 4
- 公示送達 (税務課) 5
- 路上喫煙禁止区域の指定 (健康増進課) 5
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 7
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 7
- 公示送達 (税務課) 8
- 公示送達 (税務課) 9
- 公示送達 (保険医療課) 10

—— 公 告 ——

- 亀岡市名誉市民の氏名及び事績の概要の公表 (秘書広報課) 11
- 市街化調整区域の区域指定案の縦覧 (都市計画課) 11
- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 16
- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 16
- 南丹都市計画生産緑地地区の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課) 16

—— 任免及び辞令 ——

教育委員会欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒の就学に関する事務処理規程の一部改正 18

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所 25
- 亀岡市議会議員一般選挙に係る各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨の公表 25
- 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 25
- 亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 25
- 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 26
- 亀岡市議会議員一般選挙の期日 26
- 亀岡市議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者の選任 26
- 亀岡市議会議員一般選挙において選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所及び亀岡市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所 26

○亀岡市議会議員一般選挙における候補者1人についての選挙運動に関する支出金額の制限額	27	○亀岡市議会議員一般選挙において当選した当選人の住所及び氏名	35
○亀岡市議会議員一般選挙において用いる街頭演説用標旗、腕章等の配色	27	農業委員会欄	
○亀岡市議会議員一般選挙において用いる投票用紙の様式	27	—— 公 告 ——	
○亀岡市議会議員一般選挙における期日前投票所	28	○第81回亀岡市農業委員会総会の開催	36
○亀岡市議会議員一般選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者の選任	29	○第82回亀岡市農業委員会総会の開催	36
○亀岡市議会議員一般選挙における各投票区の投票所	30	上下水道部欄	
○亀岡市議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者及び同職務代理者の選任	31	—— 公 告 ——	
○亀岡市議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時	32	○南丹都市計画下水道事業の変更認可の告示による事業の施行	37
○亀岡市議会議員一般選挙における開票事務	32		
○亀岡市議会議員一般選挙における選挙公報掲載申請の期限	32		
○亀岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	32		
○亀岡市議会議員一般選挙における投票記載所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	33		
○亀岡市議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時	33		
○亀岡市議会議員一般選挙における投票管理者の変更	34		
○亀岡市議会議員一般選挙における投票管理者の変更	34		
○亀岡市議会議員一般選挙の選挙会の日時の変更	35		

規則

亀岡市臨時的任用職員取扱規則及び亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年1月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第1号

亀岡市臨時的任用職員取扱規則及び亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則

(亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部改正)

第1条 亀岡市臨時的任用職員取扱規則(平成8年亀岡市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (1) 臨時的任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する5日の範囲内の期間

第21条第4項中「任用を更新する場合、第1項及び第2項の規定により付与した日数のうち、その残日数を」を「20日を限度として、次の任用期間に」に改める。

別記第2号様式中

繰越日数
日

を

」

「

繰越日数	繰越時間数
日	時間
日	時間

」

に改める。

(亀岡市非常勤職員取扱規則の一部改正)

第2条 亀岡市非常勤職員取扱規則(平成8年亀岡市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (1) 非常勤職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する5日の範囲内の期間

第18条第2項中「のうち、その残日数を」を「を限度として」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第1号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成31年1月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成30年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	平成30年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	平成30年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	平成30年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成30年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成30年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	平成30年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	平成30年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	平成30年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	平成30年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	平成30年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第2号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成31年1月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 平成30年度 第4期 市府民税

2 送達を受けるべき者

住所 省略

氏名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第3号

亀岡市路上喫煙の規制に関する条例（平成30年亀岡市条例第34号）第5条第1項の規定により路上喫煙禁止区域を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成31年1月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 路上喫煙禁止区域の指定

路上喫煙禁止区域については、次に掲げるとおりとする。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第9号に規定する自動車（法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内及び道路等を管理する権限を有する者が喫煙することができる場所として指定した場所を除く。

- (1) JR亀岡駅周辺区域
- (2) JR馬堀駅周辺区域
- (3) JR並河駅周辺区域
- (4) JR千代川駅周辺区域
- (5) トロッコ亀岡駅周辺区域

2 路上喫煙禁止区域の場所

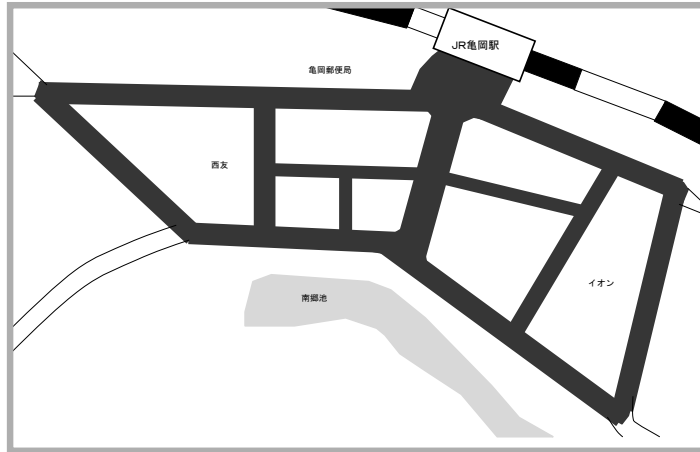
別紙のとおり

3 実施期日

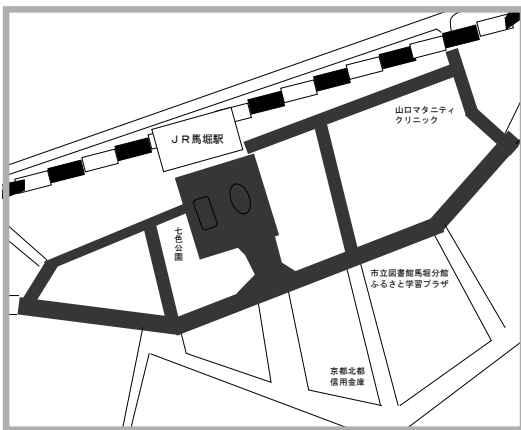
平成31年1月15日

路上喫煙禁止区域

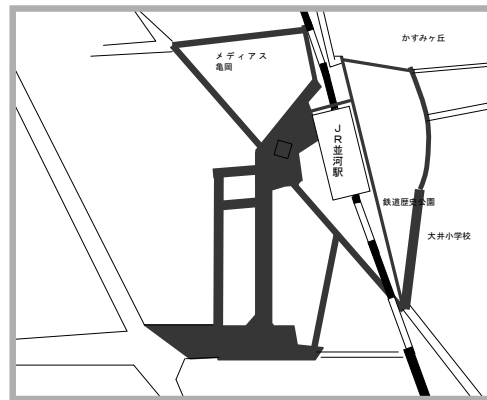
J R 亀岡駅周辺区域



J R 馬堀駅周辺区域



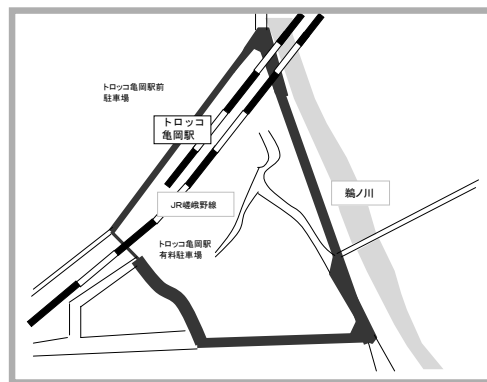
J R 並河駅周辺区域



J R 千代川駅周辺区域



トロッコ 亀岡駅周辺区域



「揭示済」

亀岡市告示第4号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成31年1月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

JR亀岡駅前自転車放置禁止区域

JR馬堀駅前自転車放置禁止区域

JR並河駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成31年1月10日（木）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 8台

5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第5号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成31年1月17日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0116-65002

1 当該者生年月日

昭和35年1月16日

2 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

3 交付した日

平成30年10月1日

4 無効になる日

平成31年1月16日

「揭示済」

亀岡市告示第6号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成31年1月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 平成30年度 第4期 固定資産税・都市計画税

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏名及び名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第7号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成31年1月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 平成30年度 全期 軽自動車税

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第8号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成31年1月31日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成30年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
2	更正通知書	平成30年度	国民健康保険料	省略	省略
3	更正通知書	平成29年度	国民健康保険料	省略	省略
4	更正通知書	平成30年度	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成30年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成30年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	平成30年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	平成30年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	平成30年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	平成30年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	平成30年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	平成30年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第1号

亀岡市名誉市民条例（昭和40年亀岡市条例第15号）第3条の規定により、亀岡市名誉市民の氏名及び事績の概要を次のとおり公表する。

平成31年1月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市は、公共の福祉を増進し、文化の興隆、進展に寄与し、広く社会の進歩発展に貢献した次の者を亀岡市名誉市民に推挙した。

- 1 住所
省略
- 2 氏名
故 谷口 義久
- 3 事績の概要

昭和54年1月から平成11年1月まで5期20年の長きにわたり、亀岡市長として、常にグローバルな視野に立って国際緑園文化都市、生涯学習都市としての亀岡市の今日の躍進と活力の礎を築いた。特に高度経済成長期とともに速まる都市化に伴い、上下水道、基幹交通網、教育施設整備等持ち前の卓越した知勇兼備たる手腕により、都市機能の基盤整備を進め、市民福祉の向上に著しく貢献した。

「揭示済」

亀岡市公告第2号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第3号及び第9条第1項第3号の規定に基づく区域指定を行うため、同条例第8条第2項において準用する同条例第6条第2項の規定により、当該区域指定案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該区域指定案について、指定区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成31年1月7日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定しようとする区域の名称
馬路地区（亀岡市馬路町、河原林町河原尻、千歳町千歳 地内）
河原林町河原尻地区（亀岡市河原林町河原尻、千歳町国分 地内）
河原林町勝林島地区（亀岡市河原林町勝林島 地内）
- 2 許容する予定建築物の用途
馬路地区
[開発行為]
(1) 専用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
(2) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）

(3) (4)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

(4) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

(5) 診療所

(6) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの

(7) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの

[建築行為]

(1) 自己の居住の用に供する専用住宅

（[開発行為] (1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあってはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）

(2) (1)に掲げるもののほか自己の居住の用に供する専用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）

(3) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（[開発行為] (1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあっては敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）

(4) (3)に掲げるもののほか第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）

(5) (6)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

(6) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

イ アの農産物を材料とする料理の提供

を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

(7) 診療所

(8) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの

(9) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの

(10) 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業に係るもの（用途を変更する場合に限る。）

河原林町河原尻地区

[開発行為]

(1) 自己の居住の用に供する専用住宅（その敷地面積が200平方メートル以上のものに限る。）

(2) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（その敷地面積が200平方メートル以上のものに限る。）

(3) (4)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店

舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

(4) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

(5) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの

(6) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの

[建築行為]

(1) 自己の居住の用に供する専用住宅（新築の場合にあってはその敷地面積が200平方メートル以上のものに限る。）

- (2) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（新築の場合にあっては敷地面積が200平方メートル以上のものに限る。）
- (3) (4)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- (4) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
 - ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗
 - イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店
 - ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
- (5) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの
- (6) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である

美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの

- (7) 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業に係るもの（用途を変更する場合に限る。）

河原林町勝林島地区

[開発行為]

- (1) 自己の居住の用に供する専用住宅（その敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
- (2) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（その敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
- (3) (4)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- (4) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
 - ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗
 - イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店
 - ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以

内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

- (5) 診療所
- (6) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
- (7) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの

[建築行為]

- (1) 自己の居住の用に供する専用住宅（新築の場合にあってはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
- (2) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（新築の場合にあっては敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
- (3) (4)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- (4) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

- (5) 診療所
- (6) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの
- (7) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの
- (8) 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業に係るもの（用途を変更する場合に限る。）

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市まちづくり推進部都市計画課

4 縦覧期間

平成31年1月8日から
 平成31年1月21日まで

「揭示済」

亀岡市公告第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市大井町並河2丁目15の11
(関連区域)

亀岡市大井町並河2丁目15の2の一部、15の3の一部、152の1、152の2、515の一部、516の1の一部、516の2の一部、市有地

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市西京区御陵鳴谷6の5
株式会社永田工務店

「揭示済」

亀岡市公告第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

平成31年1月25日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市曾我部町寺長縄手15の1の一部、15の2の一部、18の一部、19の一部、

22の一部、市有地
(関連区域)

- 亀岡市曾我部町寺長縄手15の2の一部、23の4の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
亀岡市荒塚町1丁目1の3
株式会社山和不動産

「揭示済」

亀岡市公告第5号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成31年1月25日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
篠町森下垣内の一部
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成31年1月25日から
平成31年2月8日まで

「揭示済」

任免及び辞令

大場 淑子
亀岡市介護認定審査会委員に委嘱します
任期は平成31年3月31日までとします

浦崎 貴博
亀岡市国民健康保険事業の運営に関する協議会
委員に委嘱します
任期は平成32年1月31日までとします

小野里 光 広
右近 潤 一
(各 通) 山田 智 久
塚本 綏佳子
西崎 豊

亀岡市情報公開・個人情報保護審査会委員に委
嘱します
任期は平成32年12月31日までとします

木藤 伸一朗
八嶋 正
大久保 伸 一
(各 通) 楠 善 夫
廣瀬 千鶴子
桂 喜久子
樋口 俊 男
谷 奥 正 憲

亀岡市情報公開・個人情報保護審議会委員に委
嘱します
任期は平成32年12月31日までとします
平成31年1月1日

山脇 英 富
山川 昭 子
田部 頼 子
(各 通) 櫻井 邦 男
中村 俊 孝
人見 博 子
稲村 智 子

(各 通)

高澤 伸 江
廣畑 弘
櫻田 孝之
吉川 直樹
笠井 俊夫

亀岡市環境審議会委員に委嘱します
平成31年1月23日

教育委員会欄

告示

亀岡市教育委員会告示第1号

亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒の就学に関する事務処理規程（平成14年亀岡市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成31年1月29日

亀岡市教育委員会
教育長 田中太郎

第1条中「この規程は、」の次に「学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）及び」を加える。

第2条第1項中「（別記第1号様式）」を削り、同条第2項中「別記第2号様式」を「別記第1号様式」に、「別記第2号様式の2」を「別記第1号様式の2」に、「別記第2号様式の3」を「別記第1号様式の3」に改める。

第4条第1項中「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に、「前在籍学校長」を「前在籍校の校長」に改め、「教育委員会が指定した学校」の次に「（以下「指定学校」という。）」を加え、同条第2項中「教育委員会が指定した」を「指定」に改め、同条第3項中「指定した」を「指定」に、「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条第6項中「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第7項中「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に、「別記第7号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第5条第1項中「別記第8号様式」を「別記

第7号様式」に、「申請」を「就学希望」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第2項第5号に該当すると認められるときは、本文の規定にかかわらず、指定学校の校長並びに就学希望学校の校長の副申及び変更する理由を証する書面の添付を省略することができる。

第5条第2項第2号中「もの」を「者」に改め、同項第4号中「特殊学級」を「特別支援学級」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 児童生徒の入学すべき学区を指定する規則の一部を改正する規則（平成30年亀岡市教育委員会規則第7号）により学区に変更がある児童生徒で、平成31年度に小学校4年生若しくは小学校5年生として安詳小学校若しくはつつじヶ丘小学校に在学している場合、又は平成31年度に小学校6年生として安詳小学校に在学しており、兄若しくは姉が中学校1年生若しくは中学校2年生として東輝中学校に在学している場合

第5条第3項中「別記第9号様式」を「別記第8号様式」に、「別記第10号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条第4項中「別記第11号様式」を「別記第10号様式」に改める。

第6条第1項中「別記第12号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条第3項中「別記第13号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条第4項中「別記第14号様式」を「別記第13号様式」に、「別記第15号様式」を「別記第14号様式」に改める。

第7条第1項中「別記第16号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条第2項中「別記第17号様式」を「別記第16号様式」に、「別記第18号様式」を「別記第17号様式」に改める。

第8条第1項中「在籍学校」を「在籍校」に、

「別記第19号様式」を「別記第18号様式」に改め、同条第2項中「在籍学校」を「在籍校」に改める。

別記第1号様式を削る。

別記第2号様式中「学校長」を「校長」に改め、同様式を別記第1号様式とする。

別記第2号様式の2中「学校長」を「校長」に改め、同様式を別記第1号様式の2とする。

別記第2号様式の3中「学校長」を「校長」に改め、同様式を別記第1号様式の3とする。

別記第3号様式中

「

(転校の手続きについて)

前在籍校で発行された在学証明書、教科用図書給与証明書を通知

書とともに入学期日までに指定学校に提出してください。

」

を削り、同様式を別記第2号様式とする。

別記第4号様式中「学校長」を「校長」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第5号様式中「学校長」を「校長」に、

「

続 柄

を

「

保護者との続柄

に改め、同様式を別記第4号様式とする。

」

」

別記第6号様式中「、出国先の学校に就学するため亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校には就学しません」を「ますので届け出ます」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第7号様式中「次」を「下記」に改め、「、亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校に編入させたく」を削り、同様式を別記第6号様式とする。

別記第8号様式中「の変更をしていただきたく申立てをいたし」を「を変更したいので申し立て」に、「学校長の指示」を「校長の指示」に、

「

本来の指定学校	変更希望の学校
---------	---------

」

を

「

指定学校	就学希望の学校
------	---------

」

に、

「

各学校長の副申書 ・ その他 ()

」

を

「

各校長の副申書 ・ その他 ()

」

に、

「

- 注意 (1) 申立書は3部作成し、指定学校及び変更希望学校各々に1部を提出し、各学校長の副申書(封かん分)を添えて亀岡市教育委員会に1部を提出してください。
- (2) 申立理由は、詳細に記入し、その他理由を証する書類(診断書等)がある場合には別に添付してください。
- (3) 変更期間や申立理由が異なる場合は各々の児童生徒ごとに作成していただくとともに、学校ごとに作成してください。

」

を

「

- 注意 (1) 申立書は3部作成し、指定学校及び就学希望学校各々に1部を提出し、各校長の副申書(封かん分)を添えて亀岡市教育委員会に1部を提出してください。
- (2) 申立理由は、詳細に記入し、その他理由を証する書類(診断書等)がある場合には別に添付してください。
- (3) 変更期間や申立理由が異なる場合は各々の児童生徒ごとに作成していただくとともに、学校ごとに作成してください。
- (4) 第5条第2項第5号に該当する場合は、申立書を1部作成し亀岡市教育委員会に提出してください。なお、この場合、添付書類及び申立理由を証する書類は必要ありません。

」

に改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第9号様式中

「

学年		保護者氏名		続柄	
----	--	-------	--	----	--

」

を

「

学年		保護者氏名		保護者との続柄	
----	--	-------	--	---------	--

」

に、

「

本 来 校		変 更 校	
-------	--	-------	--

」

を

「

変更前の学校		変更後の学校	
--------	--	--------	--

」

に、「学校長」を「校長」に、

「

(注意)

- 1 指定学校変更申請の理由が事実と相違する場合は、この承認を取り消すことがあります。
- 2 承認期間満了までに、転学等の手続きをしてください。
- 3 必要があるときは、この通知書の提出を求めることがありますので、承認期間中は大切に保管してください。

」

を

「

(注意)

- 1 指定学校変更申立理由が事実と相違する場合は、この承認を取り消すことがあります。
- 2 承認期間満了までに、転学等の手続きをしてください。ただし、第5条第2項第5号に該当する場合は、手続きの必要はありません。
- 3 必要があるときは、この通知書の提出を求めることがありますので、承認期間中は大切に保管してください。

」

に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第10号様式中「学校長」を「校長」に、

「

本 来 校		変 更 校	
-------	--	-------	--

」

を

「

変更前の学校		変更後の学校	
--------	--	--------	--

」

に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第11号様式中「に転入学させたく」を「への転入学を」に改め、同様式を別記第10号様

式とする。

別記第12号様式中「を許可していただきたく申請」を「の申請を」に、「学校長の指示」を「校長の指示」に、

「

就学希望の学校長の副申書

」

を

「

就学希望学校の校長の副申書

」

に、

「

注意 (1) 申請書類を作成し、就学希望の学校長の副申書（封かん分）を添付して亀岡市教育委員会に提出してください。

」

を

「

注意 (1) 申請書類を作成し、就学希望学校の校長の副申書（封かん分）を添付して亀岡市教育委員会に提出してください。

」

に改め、同様式を別記第11号様式とする。

別記第13号様式中「（協議書No. ）」を削り、

「

学年		保護者氏名		続柄	
----	--	-------	--	----	--

」

を

「

学年		保護者氏名		保護者との続柄	
----	--	-------	--	---------	--

」

に、

「

本来校		区域外就学校	
-----	--	--------	--

」

を

「

本来の指定学校		就学希望の学校	
---------	--	---------	--

」

に改め、同様式を別記第12号様式とする。

別記第14号様式中

「

本 来 校	
-------	--

」

を

「

本来の指定学校	
---------	--

」

に、「学校長」を「校長」に改め、同様式を別記第13号様式とする。

別記第15号様式中「学校長」を「校長」に、

「

本 来 校	
-------	--

」

を

「

本来の指定学校	
---------	--

」

に改め、同様式を別記第14号様式とする。

別記第16号様式中「国立・私立用」を「国立・府立・私立等用」に、「お届けし」を「届け出」に、

「

本 来 校	を	指 定 学 校	に、
-------	---	---------	----

」

」

「

決 裁 欄			処 理 欄					
			学校長通知		新入学児童生徒名簿		学 齡 簿	
			年 月 日		年 月 日		年 月 日	
			担当		担当		担当	

」

を

「

決 裁 欄			処 理 欄					
			校 長 通 知		新入学児童生徒名簿		学 齡 簿	
			年 月 日		年 月 日		年 月 日	
			担当		担当		担当	

」

に改め、同様式を別記第15号様式とする。

別記第17号様式中

「

本 来 校

 を

指 定 学 校

 に改め、同様式を別記第16号様式とする。」

別記第18号様式中「学校長」を「校長」に、

「

本 来 校

 を

指 定 学 校

 に改め、同様式を別記第17号様式とする。」

別記第19号様式中「本来学校（指定学校）」を「指定学校（区域外就学の場合は住所地の学校）」に、

「

学 校	在 籍 学 校	第	学 年
	本来（指定）学校	第	学 年

」

を
「

学 校	在 籍 校	第	学 年
	指 定 学 校 (住所地の学校)	第	学 年

」

に改め、同様式を別記第18号様式とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から実施する。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第1号

平成31年1月27日執行の亀岡市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

平成31年1月15日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

省 略

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第2号

平成31年1月27日執行の亀岡市議会議員一般選挙に係る各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨の公表は、亀岡市公報により行う。

平成31年1月15日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第3号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成31年1月19日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1, 489人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第4号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成31年1月19日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

24, 814人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第5号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成31年1月19日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

12,407人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第6号

亀岡市議会議員一般選挙の期日を次のように定める。

平成31年1月20日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

選挙の期日 平成31年1月27日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第7号

平成31年1月27日執行の亀岡市議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成31年1月20日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

選挙長	省略	岡野宗忠
同職務代理者	省略	岩崎多良

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第8号

平成31年1月27日執行の亀岡市議会議員一般選挙において、選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所及び亀岡市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所は、次のとおりである。

平成31年1月20日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市選挙管理委員会事務局
(亀岡市役所内)

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第9号

平成31年1月27日執行の亀岡市議会議員一般選挙における候補者1人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成31年1月20日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

亀岡市議会議員一般選挙
3,754,000円

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第10号

平成31年1月27日執行の亀岡市議会議員一般選挙において用いる街頭演説用標旗、腕章等の配色を次のように定める。

平成31年1月20日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

亀岡市議会議員一般選挙
街頭演説用標旗
白地に黒色の文字
街頭演説用腕章
白地に黒色の文字
自動車の乗員用腕章
白地に黒色の文字

自動車の表示板
白地（木板）に黒色の文字
拡声機の表示板
白地（木板）に黒色の文字

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第11号

平成31年1月27日執行の亀岡市議会議員一般選挙において用いる投票用紙の様式を次のように定める。

平成31年1月20日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

(表) (裏)

<p style="text-align: center;">(注意)</p> <p style="text-align: center;">平成31年執行 亀岡市議会議員一般選挙投票</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p style="text-align: right;">亀岡市選挙管理委員会之印</p>	
---	--

(表)

(裏)

<p style="text-align: center;">平成31年執行 亀岡市議会議員一般選挙投票</p> <p>(注意)</p> <p>一 候補者の氏名を一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p style="text-align: center;">点字投票</p>	
<p>亀岡市選挙管理委員会之印</p>	

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインキで印刷し、印は黒色のインキで刷込式とする。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第12号

平成31年1月27日執行の亀岡市議会議員一般選挙における期日前投票所を次のように定める。

平成31年1月20日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 市民ホール

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第13号

平成31年1月27日執行の亀岡市議会議員一般選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成31年1月20日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

平成31年1月27日執行 亀岡市議会議員一般選挙
期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
平成31年1月21日	岡野宗忠	省略	八田成雄	省略
平成31年1月22日	岩崎多良	省略	俣野健一郎	省略
平成31年1月23日	俣野健一郎	省略	岡野宗忠	省略
平成31年1月24日	八田成雄	省略	岩崎多良	省略
平成31年1月25日	岩崎多良	省略	八田成雄	省略
平成31年1月26日	岡野宗忠	省略	俣野健一郎	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第14号

平成31年1月27日執行の亀岡市議会議員一般選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

平成31年1月20日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

投票区名	投票所の施設	所在地
第1投票区	亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
第2投票区	亀岡市役所市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
第3投票区	東別院町ふれあいセンター	亀岡市東別院町東掛一アーン15番地の8
第5投票区	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院町柚原佃17番地
第6投票区	犬甘野児童館	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地
第7投票区	曾我部公民館	亀岡市曾我部町南条北荒水代4-1
第8投票区	寺区公民館	亀岡市曾我部町寺広畑12番地
第9投票区	吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
第10投票区	亀岡市葎田野生涯学習センター	亀岡市葎田野町佐伯西ノ辻9番地の1
第11投票区	奥条公民館	亀岡市葎田野町奥条大仲17番地
第12投票区	ほんめ町ふれあいセンター	亀岡市本梅町井手梅原3番地
第13投票区	西加舎公民館	亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地の1
第14投票区	畑野町公民館	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地の1
第15投票区	土ヶ畑公民館	亀岡市畑野町土ヶ畑堂ノ下19番地
第16投票区	宮川公民館	亀岡市宮前町宮川谷ノ下103番地
第17投票区	神前ふれあいサロン	亀岡市宮前町神前平見1番地の1
第18投票区	猪倉公民館	亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地
第19投票区	大井小学校	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
第20投票区	小金岐区会議所	亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地
第21投票区	千代川町自治会館	亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森19番地
第22投票区	北ノ庄会議所	亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地
第23投票区	馬路生涯学習センター	亀岡市馬路町流川2番地の1
第24投票区	池尻区公民館	亀岡市馬路町池尻60番地の1
第25投票区	馬路老人センター	亀岡市馬路町小米田45番地の4
第26投票区	旭コミュニティセンター	亀岡市旭町年角25番地
第27投票区	山階公民館	亀岡市旭町岩ヶ谷82番地
第28投票区	国分公民館	亀岡市千歳町国分西垣内15番地の1
第29投票区	千歳町自治会事務所	亀岡市千歳町千歳垣根2番地の3
第30投票区	出雲公民館	亀岡市千歳町千歳南所26番地
第31投票区	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林町河原原上六反田9番地の1
第32投票区	勝林島会議所	亀岡市河原林町勝林島稲荷53番地
第33投票区	保津小学校	亀岡市保津町構ノ内20番地
第35投票区	赤熊公民館	亀岡市東本梅町赤熊南垣内22
第36投票区	大内営農センター	亀岡市東本梅町大内上条30番地
第37投票区	安詳小学校	亀岡市篠町篠中北裏68番地
第38投票区	東つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目6番7号
第39投票区	西つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号
第40投票区	亀岡市文化資料館	亀岡市古世町中内坪1番地
第41投票区	詳徳小学校	亀岡市篠町柏原田中3番地の1
第42投票区	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43番1号
第43投票区	見立自治会館	亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171号
第44投票区	西山区集会所	亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第15号

平成31年1月27日執行の亀岡市議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成31年1月20日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

平成31年1月27日 亀岡市議会議員一般選挙 投票管理者・同職務代理者一覧表

地区名	投票区番号	投票管理者		同職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
亀岡	1	前田 泰孝	省略	服部 哲也	省略
	2	田村 彌治郎	省略	數井 克俊	省略
東別院	3	江見 博好	省略	伴田 惠	省略
西別院	5	中嶋 哲二	省略	齋田 善弘	省略
	6	神崎 弥	省略	川田 昌亮	省略
曾我部	7	小野寺 健一	省略	玉井 しのぶ	省略
	8	上嶋 章宏	省略	谷口 裕	省略
吉川	9	赤田 雅光	省略	原田 啓子	省略
葎田野	10	大西 實好	省略	白波瀬 元一	省略
	11	西村 禎之	省略	坂田 泰孝	省略
本梅	12	西村 久之	省略	森 英美	省略
	13	小林 久	省略	森 敏郎	省略
畑野	14	池田 洋二	省略	齊藤 和則	省略
	15	谷口 文雄	省略	藤原 弘樹	省略
宮前	16	柿谷 出	省略	岩城 光太	省略
	17	森 幸雄	省略	三宅 晃圓	省略
	18	宮本 和行	省略	岡本 圭介	省略
大井	19	八木 一夫	省略	田中 悟	省略
	20	松本 章	省略	森田 幸治	省略
千代川	21	千葉 直秋	省略	山口 悟史	省略
	22	俣野 和俊	省略	俣野 孝明	省略
馬路	23	松村 淳一	省略	橋本 泰典	省略
	24	林 勝	省略	相原 稔	省略
	25	古市 幸弘	省略	西出 和正	省略
旭	26	平井 厚生	省略	平井 好子	省略
	27	市原 靖夫	省略	川勝 洋太	省略
千歳	28	西田 厚	省略	中西 孝臣	省略
	29	山田 己義	省略	内藤 一彦	省略
	30	矢田 茂	省略	門下 研也	省略
河原林	31	並河 包恭	省略	平井 透	省略
	32	関 徳治	省略	林田 和也	省略
保津	33	廣瀬 文章	省略	山口 福子	省略
東本梅	35	山口 真弘	省略	井内 康博	省略
	36	中西 顯	省略	川内 梯二	省略
篠	37	木村 憲文	省略	柳谷 政人	省略
篠・東つじ	38	中 龍雄	省略	上園 千佳	省略
西つじ	39	永 光寛	省略	大西平四郎成人	省略
亀岡	40	芳野 重徳	省略	太田 健一郎	省略
篠	41	山本 巖	省略	宮本 かおり	省略
南つじ	42	山下 雅一	省略	名倉 真也	省略
東別院	43	濱井 一夫	省略	鈴木 翔也	省略
篠	44	藤田 重和	省略	木村 公一	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第16号

平成31年1月27日執行の亀岡市議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定める。

平成31年1月20日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1 場 所 ガレリアかめおか
亀岡市余部町宝久保1番地1

2 日 時 平成31年1月27日
午後9時10分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第17号

平成31年1月27日執行の亀岡市議会議員一般選挙における開票事務は、選挙会場において選挙会事務に合わせて行う。

平成31年1月20日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第18号

平成31年1月27日執行の亀岡市議会議員一般選挙における選挙公報掲載申請の期限は、平成31年1月20日とする。

平成31年1月20日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第19号

平成31年1月27日執行の亀岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のように定める。

平成31年1月20日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所

2 日 時 平成31年1月20日
午後5時

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第20号

平成31年1月27日執行の亀岡市議会議員一般選挙における投票記載所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成31年1月20日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所

2 日 時 平成31年1月20日
午後5時30分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第21号

平成31年1月27日執行の亀岡市議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成31年1月20日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所

2 日 時 平成31年1月24日
午後5時

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第22号

平成31年1月27日執行の亀岡市議会議員一般選挙における投票管理者を次のとおり変更した。

平成31年1月25日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

選挙区	変更後		変更前	
	住所	氏名	住所	氏名
第3投票区	省略	富堂政治	省略	江見博好

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第23号

平成31年1月27日執行の亀岡市議会議員一般選挙における投票管理者を次のとおり変更した。

平成31年1月26日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

選挙区	変更後		変更前	
	住所	氏名	住所	氏名
第17投票区	省略	森 裕	省略	森 幸雄

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第24号

平成31年1月27日執行の亀岡市議会議員
一般選挙の選挙会の日時を次のように変更する。

平成31年1月27日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

選挙会日時 平成31年1月27日
午後9時00分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第25号

平成31年1月27日執行の亀岡市議会議員
一般選挙において、当選した当選人の住所及び
氏名は、次のとおりである。

平成31年1月28日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

住 所	氏 名
省略	岩 熾 显
省略	齊 藤 一 義
省略	木 村 勲
省略	三 上 泉
省略	小 川 克 己
省略	山 本 由美子
省略	菱 田 光 紀
省略	富 谷 加都子
省略	藤 本 弘

省略	大 塚 建 彦
省略	石 野 善 司
省略	浅 田 晴 彦
省略	並 河 愛 子
省略	福 井 英 昭
省略	西 口 純 生
省略	奥 野 正 三
省略	木 曾 利 廣
省略	三 宅 一 宏
省略	松 山 雅 行
省略	長 澤 満
省略	田 中 豊
省略	小 松 康 之
省略	平 本 英 久
省略	竹 田 幸 生

「揭示済」

農業委員会欄

公告

亀岡市農業委員会公告第1号

第81回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成31年1月7日

亀岡市農業委員会
会長 酒井省五

記

- 1 日時
平成31年1月10日（木）
午後1時30分から
- 2 場所
亀岡市役所 3階
302・303会議室
- 3 議題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第4号議案 亀岡市空き家バンクに登録された空き家に付随する農地の別段面積に関する規程（案）について

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第2号

第82回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成31年1月31日

亀岡市農業委員会
会長 酒井省五

記

- 1 日時
平成31年2月5日（火）
午後1時30分から
- 2 場所
亀岡市役所 3階
302・303会議室
- 3 議題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
 - ・第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第5号議案 亀岡市空き家バンクに登録された空き家に付随する農地の別段面積に関する規程（案）について
 - ・第6号議案 平成31年3月農用地利用集積計画（農地中間管理機構）

「揭示済」

上下水道部欄

公 告

亀岡市上下水道部公告第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による南丹都市計画下水道事業の変更認可の告示（平成30年亀岡市告示第240号）があったので、同法第66条の規定により事業の施行について、次のとおり公告する。

なお、同法第67条の規定により、公告の日の翌日から起算して10日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額及び当該建物等を譲り渡そうとする相手方その他同法施行規則第55条で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。

平成31年1月29日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 施行者の名称
亀岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
南丹都市計画下水道事業
 - (2) 名称
亀岡市公共下水道
- 3 事務所の所在地
亀岡市北古世町1丁目2番5号
亀岡市上下水道部下水道課
- 4 事業施行期間
昭和49年12月24日から
平成33年3月31日まで

5 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分

昭和49年京都府告示第758号、昭和55年京都府告示第239号、昭和56年京都府告示第637号、昭和58年京都府告示第439号、昭和61年京都府告示第420号、昭和62年京都府告示第291号、平成元年京都府告示第416号、平成5年京都府告示第52号、平成8年京都府告示第726号、平成13年京都府告示第203号、平成17年京都府告示第581号、平成24年亀岡市告示第24号及び平成27年亀岡市告示第172号の事業地に亀岡市篠町篠洗川、向谷を変更し、下長尾、上西山を追加する。

「揭示済」